

# 放課後児童健全育成事業における民間活力の導入について

## 1. 目的

放課後児童会の運営にあたり従事する職員(支援員)が不足しているため待機児童が昨年度当初と比較して2倍程度(54名)発生しており、支援員の負担も過大となっている。

平成28年度から賃金を引き上げ(284円、27.3%増)、支援員確保に努めているものの、昨年並みの人員に留まっており、依然として厳しい状況下にある。

これに加え今後も利用希望者は増加する見込みであり、支援員の確保は最優先課題であることから、人員の確保策として期待ができる民間活力の導入を検討した。

## 2. 視察の検証

アンケート調査により他市の民間委託状況を調査した後、4月から6月にかけて、業務委託を導入している県内3市(野田市、八千代市、浦安市)について保育現場も含め視察を実施した。

### 【各市担当者意見】

- ・視察先自治体の担当者は「委託して質が下がったとの声は聞かない」とのことであった。
- ・競争入札方式では経費削減が図れるものの、質的保障に難があった。
- ・プロポーザル方式では保育の質を重視して事業者の選定を行うことができる。
- ・引継ぎ期間についても、半月程度の市ではスムーズな引継ぎができず、2か月程度の期間を設けた市では何ら支障なく引継ぎができていた。

### 【民間委託の効果】

- ・民間事業者のノウハウを生かし、広域から人材を確保することができる。
- ・特別に支援を必要とする児童対応のための職員加配(支援児加配)を含め、市が規定する仕様に沿った適切な数の支援員の確保が期待できる。
- ・委託する児童会の既存の職員を他の児童会へ再配置することで市が管理する児童会の職員体制の充実を図ることができる。

## 3. 結論

視察の結果、適切な手続きを経て業務委託を行うことにより保育の質を維持しつつ、当初の目的である支援員の確保が達成できると判断した。については、以下のとおり民間委託を行うこととする。

形態	業務委託契約
業者選定方法	プロポーザル方式
契約期間	平成29年4月から1年間
対象児童会	つだぬま第1児童会・つだぬま第2児童会 【理由】・施設的に学校と児童会が明確に区分できる ・民間委託へ移行するための施設整備が不要 ・今後、大規模な施設整備等の発生見込がない ・施設要件による待機児童が発生していない ・同一敷地内に複数の児童会がある
委託内容	児童の保育全般、支援員・補助職員の雇用、労務管理、雑費・おやつ代の徴収・管理 (施設の整備、入会審査、育成料徴収・減免、研修は市が引き続き行う業務とする)

#### 4. 業務委託と指定管理者の比較

指定管理者制度導入についても併せて検討を行ったものの、支援員を確保し、待機児童の解消をすることが喫緊の課題であることから、現時点では導入までの期間が短い業務委託方式を採用する。

市の運営体制等、将来を見据え総合的に考えた場合、指定管理者制度を活用した運営も考慮すべきと考える。

	業務委託	指定管理者
育成料の徴収・減免	市が行う	指定管理者が行う
入会審査	市が行う	指定管理者が行う
契約期間	1年間	3年間
支援児加配	市が審査し、事業者へ伝える	市と指定管理者が協議し決定する
研修	市が行う(事業者が行うことも可)	指定管理者が行う
メリット	・実施までの期間が短い (平成 29 年 4 月から可能)	・入退会、減免等の市の事務が軽減される ・担当職員の実数削減等による費用対効果が期待できる
デメリット	・民間事業者の裁量が狭い ・一部のみの委託では市の負担は公設公営とほぼ変わらない	・条例の制定等のため実施までに時間がかかる(早くても平成 30 年度) ・セキュリティ等設備を学校と明確に区分しないと導入が難しい

#### 5 業務委託までのスケジュール(案)

平成 28 年 8 月 3 日	教育委員会経営会議
平成 28 年 8 月 17 日	教育委員会会議
平成 28 年 8 月下旬	保護者説明会
平成 28 年 8 月 22 日	習志野市子ども・子育て会議にて報告
平成 28 年 9 月	募集要項の公表、参加申込み受付
平成 28 年 10 月下旬	プロポーザル方式による業者選考
平成 28 年 11 月	委託先事業者の決定
平成 29 年 1 月	引継ぎに関する契約事務
平成 29 年 2 月～3 月	児童会職員と民間事業者との引継ぎ
平成 29 年 4 月	業務委託開始